



介護保険 中新川だより

助け合いでつくる共生のまち

中新川広域行政事務組合では、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことができる地域づくりを目指しています。今回は、舟橋村での住民主体の活動をご紹介します。

灯りの会（通所型サービスB）



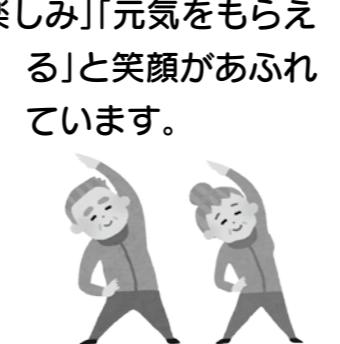
灯りの会集合



茶話会



体操



毎週火曜日に活動しており、60代から80代の16名が参加しています。体操や茶話会を楽しみながら、会員同士で送迎を助け合うなど、住民主体の温かいグループです。

「集まるのが楽しみ」「元気をもらえる」と笑顔があふれています。

たすけっとふなはし（訪問型サービスB）



たすけっとふなはし集合



ゴミ出し



毎週火曜日に活動しています。同じサロンに通っていた住民が中心となり、同じ地区という顔なじみの関係を生かして支え合う取り組みです。

定期的な訪問は、信頼づくりや安否確認にも役立っています。

サービスBとは、住民が行うサロンや見守り活動、訪問による家事援助、おかずのおすそわけ、ゴミ出し支援、居場所づくりなど、住民が互いに行う生活支援の活動、ともに運営・参加する通いの場などのことです。

2025.12.1
No.49

介護保険
中新川だより

2025.12.1
No.49

第10期介護保険事業計画策定に向けたニーズ調査を実施します

令和9年度から始まる「第10期介護保険事業計画」の策定にあたり、地域の高齢者の皆さまの生活実態や、介護サービスに関するご意見・ご要望を把握するためのニーズ調査を実施いたします。

この調査は、今後の介護サービスの充実や、安心して暮らせる地域づくりのための貴重な資料となるものです。対象となる方には、12月上旬よりアンケートを郵送させていただきます。お手数をおかけしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

調査対象者	管内在住の65歳以上の方及び要支援1・2の方を対象に、無作為に抽出してアンケートをお送りいたします。
調査期間	令和7年12月15日（月）～令和8年1月13日（火）
回答方法	同封の返信用封筒にてご返送ください（※切手不要）

第10期介護保険事業計画の策定委員を募集します

令和9年度から始まる「第10期介護保険事業計画」の策定に向け、令和8年度に新たな計画を策定します。この計画づくりにあたり、高齢者福祉や介護に関するご意見を幅広く反映するため、下記のとおり委員を公募します。多くの皆さまのご応募をお待ちしています。

応募資格	中新川郡内に1年以上（令和8年1月現在）お住まいで40歳以上の方
募集人数	3名（舟橋村、上市町、立山町 各1名）
内容	年に数回開催する計画策定委員会にご出席いただき、介護保険事業計画に関するご意見を述べていただきます。
任期	3年間（令和8年度～令和10年度）
応募方法	①住所 ②氏名 ③年齢 ④職業 ⑤電話番号 ⑥応募動機 を郵便はがき等に記入し、郵送（持参可）いただくか、または電子メールにてご応募ください。
締切日	令和8年1月30日（金）必着
結果通知	郵送にて結果をお知らせします。応募者が多数の場合には、書類審査を行う場合がございます。
送付先	〒930-0288 舟橋村国重242番地 中新川広域行政事務組合 介護保険課 E-mail : kaigohoken@union.nakanikawa.toyama.jp (※メールの件名を「策定委員応募」としてください)

皆さまからいただいた声をもとに、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めてまいります。ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

介護保険に関するお問い合わせは…

〒930-0288 中新川郡舟橋村国重242

**中新川広域行政事務組合
介護保険課 ☎464-1316**

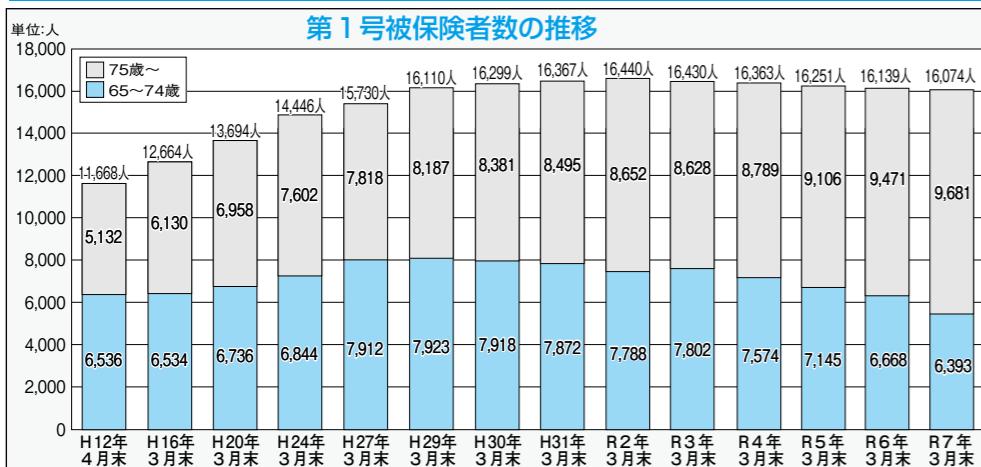
舟橋村 ☎464-1847
上市町 ☎473-2811
立山町 ☎462-9088

地域包括
支援センター

位置図

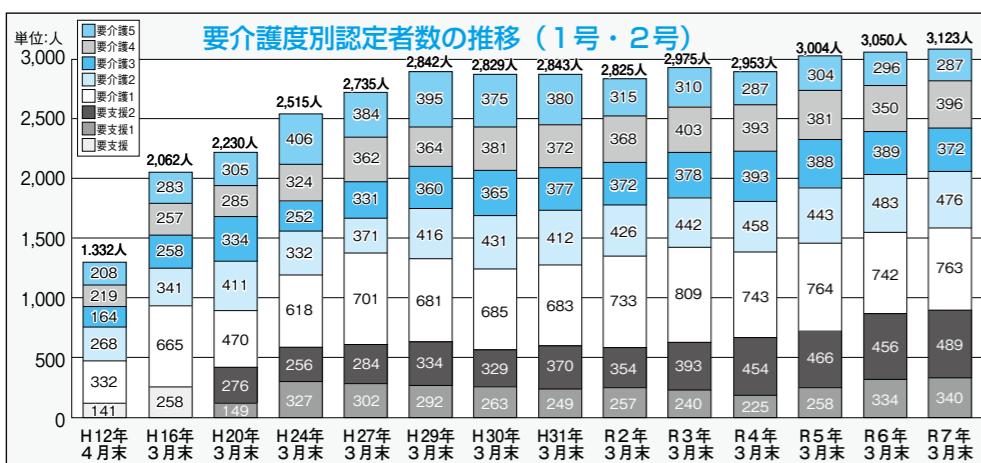


中新川広域介護保険の状況



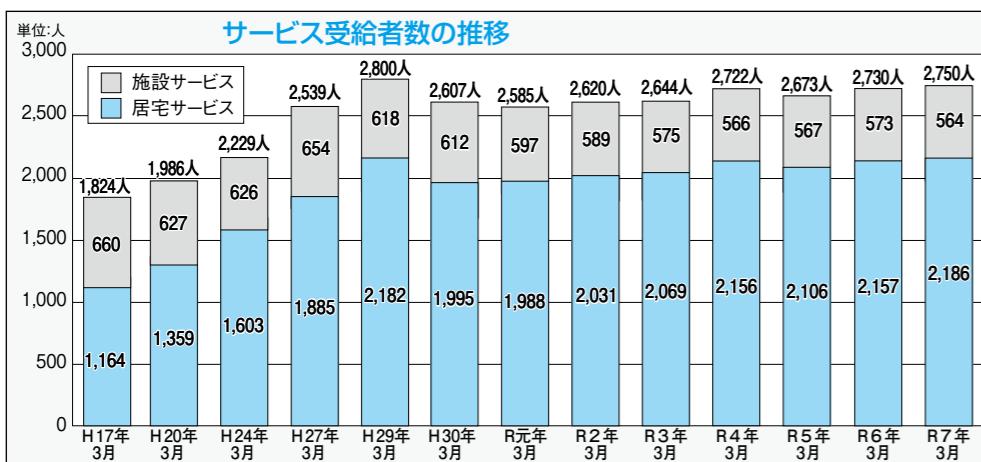
第1号被保険者数の推移

第1号被保険者数は、令和7年3月末には16,074人（対前年同月比-0.4%）となっており、令和2年から減少傾向にあります。



要介護認定者数の推移

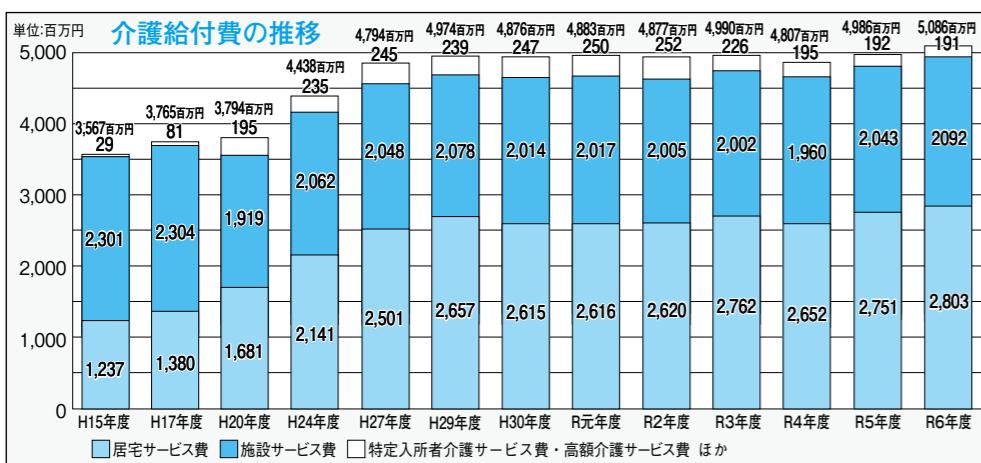
要介護認定者は、制度の周知や介護施設等の整備、高齢化などにより、令和7年3月末では3,123人（対前年同月比+2.4%）となっており、近年増加傾向にあります。



サービス受給者数の推移

サービス受給者数は、令和7年3月は2,750人（対前年同月比+0.7%）となっています。

構成比では、令和7年3月は居宅サービス受給者が79.5%、施設サービス受給者は20.5%です。

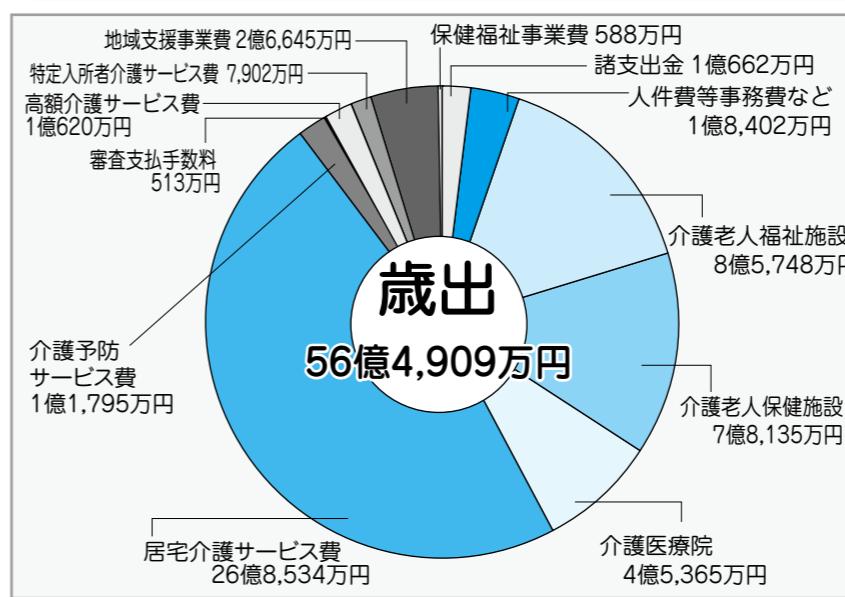
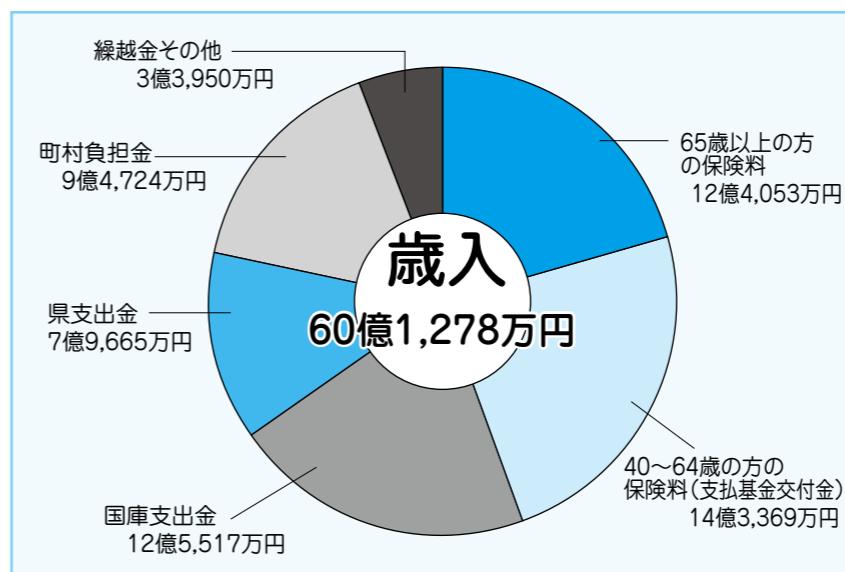


介護給付費の推移

介護給付費は、令和6年度は50億8,611万円（対前年度比+2.0%）となっています。

構成比では、令和6年度は居宅サービス費55.1%、施設サービス費が41.1%、特定入所者サービス費・高額介護サービス費等が3.8%となっています。

令和6年度 介護保険決算概要



歳入

令和6年度の保険給付費に係る基本的な負担割合は、65歳以上の方の保険料が23%、40～64歳の方の保険料(支払基金交付金)が27%、国が25%、県・町村がそれぞれ12.5%です。（施設等給付費については、国20%、県17.5%、町村12.5%の割合となります。）

歳出

歳出のうち保険給付費の決算額は、50億8,612万円となり、歳出決算額の90.0%を占めています。この内訳は、施設介護サービス給付費が、20億9,248万円（対前年度比2.4%増）、居宅介護サービス給付費が、26億8,534万円（同1.9%増）、介護予防サービス給付費が1億1,795万円（同1.9%増）、高額介護サービス費が1億620万円（同5.5%増）、審査支払手数料は、513万円（同1.0%増）となりました。

また、施設等での食費、居住費について、低所得者の負担を軽減する特定入所者介護サービス費は7,902万円（対前年度比8.8%減）となりました。構成町村の地域包括支援センターを中心とする地域支援事業費は、2億6,645万円（同4.7%増）、要介護状態となることを予防するための保健福祉事業費は588万円（同0.1%増）となりました。

在宅サービスは、月平均2,200人が利用され、年間の1人当たり平均給付額は約127万円です。また、施設サービスでは、月平均571人が利用され、年間の1人当たり平均給付額は約366万円となっています。

保険給付費は年間50億8,612万円



令和6年度の介護保険事業特別会計決算について、その概要をお知らせいたします。歳入総額は、60億1,278万円。それに對し、歳出総額は56億4,909万円であります。歳入と歳出の差額（收支差額）は、次年度へ繰り越します。※皆さまに納めていただいている保険料は、保険給付費、地域支援事業費、保健福祉